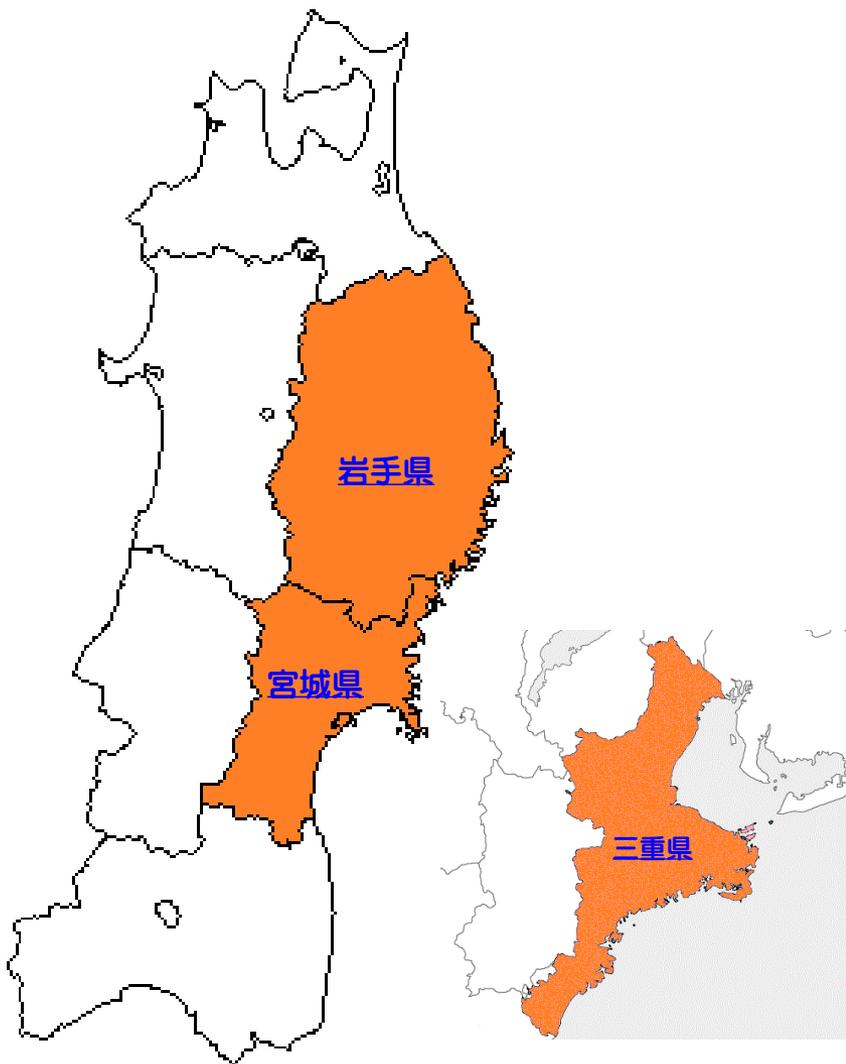


がんばる養殖復興支援事業

～ 東日本大震災からの養殖復興 ～



事業概要



事業の仕組み



助成金実績

調査・研究業務



事業の結果等に係る調査研究
業務について



がんばる養殖事業の成果



がんばる養殖事業の運用上の課
題について



養殖復興支援事業の円滑な実施・
運用に向けて

がんばる養殖復興支援事業

事業概要

&

事業の仕組み

事業概要

事業創設の背景

平成23年6月、東日本大震災により罹災した漁業・漁村の早期再生の方策を図るため、「東北地方太平洋沖地震による被災漁業・漁村の復興再生に向けた有識者等検討委員会」が全国漁業協同組合連合会に設置された。

同検討委員会において、罹災漁業・漁村の復興・再生の目指すべき方向性について協議・検討が行われ、漁業・養殖業の復興にむけた基本的な考え方としての『中間報告書』が提議された。

『中間報告書』で提議された具体策の一つとして、漁業者が共同経営体の構成員となり、漁協等が共同経営体の保有する養殖施設等を借り上げ、人件費(=漁業者の所得)を含む生産に必要な養殖経費を国庫負担で助成し養殖生産を行う。水揚金は国庫に返納し、共同経営体に損失が生じた場合には、軌道に乗るまでの一定期間において国が補てんするという、「もうかる漁業創設支援事業」(以下、「もうかる漁業」という)をベースとした復旧・復興支援策が含まれており、こうした提議が「がんばる養殖復興支援事業(以下、「がんばる養殖事業」という)」の創設の基礎となった。

事業概要

事業の流れ^(1/2)

① 地域養殖復興協議会（地域協議会）の設置

地域養殖復興協議会は、被災した漁業者からなる養殖部会を設置し、地元の漁協、行政、地域養殖の専門家、水産研究者などで構成される「地域養殖復興プロジェクト（以下、「地域プロジェクト」という）」を立ち上げる。

地域プロジェクトの立ち上げにあたっては、設置要綱を定め、水産庁長官の承認を得る必要がある。また常時、がんばる養殖事業の実施状況を把握するとともに、生産終了ごとに事業の収支等の結果報告を受け、地域の養殖復興状況の把握に努めるものとする。

② 養殖復興計画書の策定

地域協議会が養殖復興計画を作成し、実際に生産を行う予定の養殖業者について記載する。復興計画策定の作成にあたっての主なポイントは以下の3つである。

- ◆対象となる養殖業が地域にとって重要なものであり、被災した地域の復興のために必要なものであること
- ◆共同化の取組の内容と、その取り組みが養殖の早期再開に繋がること
- ◆復興後の地域の養殖業の未来を見据えたものであること

事業概要

事業の流れ^(2/2)

③ 認定協議会における養殖復興計画の審査・認定

地域協議会が策定した養殖復興計画は、「認定協議会」で審議され認定を受ける必要がある。認定された計画は水産庁協議を経て認定となる。認定された時点で、がんばる養殖事業の開始の準備をすることとなる。

※ここで言う認定協議会とは、養殖復興計画を審査する有識者からなる第三者機関である。認定協議会の委員構成は、養殖業、金融、行政などの水産に関わる分野からなり、養殖復興計画の審査を行う。認定協議会は罹災県である三陸地域では岩手と宮城の2県、その他の罹災県については東京の計3箇所を設置された。

④ 「がんばる養殖復興支援事業実施計画」の作成・申請・承認・生産契約の締結

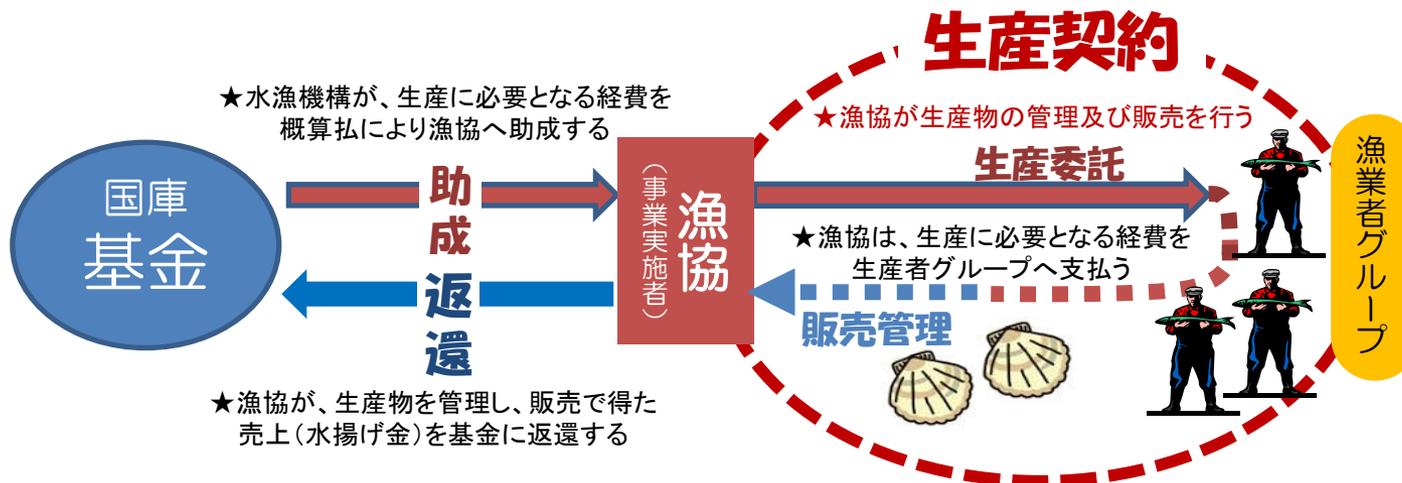
事業の実施に当たっては、養殖復興計画に基づき、事業実施計画を作成する。事業実施計画は水産庁長官に申請し承認を受けた後、正式に事業実施者と養殖業者との間で生産契約を締結する。

⑤ 事業の開始

上記手続きを経て、最大で3事業期間の事業を開始する

事業の仕組み

	内 容
事業対象者	東日本大震災の影響により経営再建の支援が真に必要と認められた、被災した養殖業者またはその後継者（法人化した場合も含む）
助成対象経費	①契約養殖業者へ支払う生産委託契約金（認定養殖復興計画に基づく人件費等を含む） ②水道光熱代、種苗代、餌代、資材代、販売費、事業管理費などの生産に係る諸経費
採択要件	3経営体以上が共同化して養殖の早期再開を目指す「養殖復興計画」を作成し、第三者からなる「認定協議会」で認定
実施要件	認定された養殖復興計画に基づき、最大で3事業期間（＝養殖生産開始から出荷までの期間×3生産期）の実施が可能
返 還	返還対象額（＝事業管理費を除く事業費分）を上限に、水揚げ販売代金により国へ返還する
赤字の場合	差額（赤字分）の一部（赤字分の9/10）を国が助成
黒字の場合	以下のいずれかを選択 ①黒字で終了する場合は、漁業者等の報奨金等とし事業を終了 ②黒字で事業を継続する場合、差額（黒字分）の1/2を国に返還し継続可



助成金対象経費	経費の具体的な内容
1 契約養殖業者へ支払う生産費用等	生産費用算定基準のとおり。 なお、事業実施者自らが、認定養殖復興計画に基づいて、共同化等による養殖業の早期再開と経営再建に取り組む場合にも、同様の経費を助成金対象経費とする。
2 水道光熱代	養殖生産のために要した、水道、電気、ガス、燃油等の購入代金
3 種苗代	養殖用の種苗購入代金、真珠核購入代金 (採苗用母貝、原藻等の代金を含む。)
4 餌代	養殖生産に要した餌の購入代金
5 養殖用資材代	網、ロープ、浮子、医薬品等、養殖生産のために要した資材の購入代金
6 器具・備品代	養殖生産のために要した、器具・備品等の購入代金(1件につき50万円未満のものに限る。)
7 修繕費	養殖筏等の施設、漁船、漁具等の修繕のために要した経費
8 魚箱・氷代	養殖生産物の運搬・選別・出荷・販売に要した魚箱等の資材及び養殖生産物の鮮度保持に要した氷等の資材の購入代金
9 販売費	市場売りの場合には、当該市場の市場手数料等、販売のために要した経費 その他の場合には、販売金額の5%以内とする。
10 その他の経費	この事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの
11 事業管理費	この事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業全体の2%以内 ただし、この事業の実施に当たり、新たに経理事務員を置く場合には、当該事務員に掛かる人件費を加算できる。
12 消費税	2～11の経費に要した消費税額

1. 養殖筏等の施設、漁船、漁具等(以下「施設等」という。)の減価償却費

減価償却費＝当該施設等の帳簿価額×償却率

なお、耐用年数が満了した場合においては、減価償却費の算定は行わない。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)別表第1及び第2のとおりとする。

償却方法：定率法(省令第5条)とする。ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた施設等については、旧定率法(省令第4条)とする。

償却率：省令別表第10のとおりとする。ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた施設等については、省令別表第9のとおりとし、平成19年3月31日以前に取得をされた施設等については、省令別表第7のとおりとする。

2. 復旧修繕費

東日本大震災により被害を受けた施設等について、その原状を回復するために支出した費用。

復旧修繕費＝修繕に要した経費×償却率

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)別表第1及び第2のとおりとする。

償却方法：定率法(省令第5条)とする。

償却率：省令別表第10のとおりとする。ただし、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に修繕をされた施設等については、省令別表第9のとおりとする。

3. 金利(施設等取得のための借入金に係る金利)

当該施設等の取得のための借入金に係る金利として、生産契約期間中に当該施設等所有者が支払う額とする。

4. 損害保険料

当該施設等が加入している損害保険料(漁業施設共済掛金を除く)のうち、当該施設等の所有者が負担する額とする。

5. 公租公課(固定資産税)

当該施設等に対して課される固定資産税の額とする。

6. 施設等利用料

施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額とする。

ただし、水産業協同組合が所有する共同利用施設等を組合員が利用する場合にあっては、施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額、

又は、当該施設等について上記1から5までにより算定された額を利用者により按分した金額のいずれか低い方の金額とする。

7. 漁業権行使料

漁業権行使規則に基づき、漁業権の管理に要する経費の負担として、免許を受けている漁業協同組合に支払う行使料等の額とする。

8. 漁業施設共済掛金

当該施設等が加入している漁業施設共済掛金のうち、養殖業者が負担する額とする。

9. 人件費

認定養殖復興計画に基づき算出される人件費とする。

10. 作業管理費

作業管理費は、上記1から9までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

11. 消費税

消費税は、上記1から10までの金額の合計額に5%を乗じて得た額とする。

なお、消費税率が変更された際には、当該税率が適用される期間については、上記1から10までの金額の合計額に当該税率を乗じて得た額とする。

注) 1から5までは生産契約を締結する養殖業者自らが所有する施設等、6は生産契約等を締結する養殖業者以外の者が所有する施設等に限る。

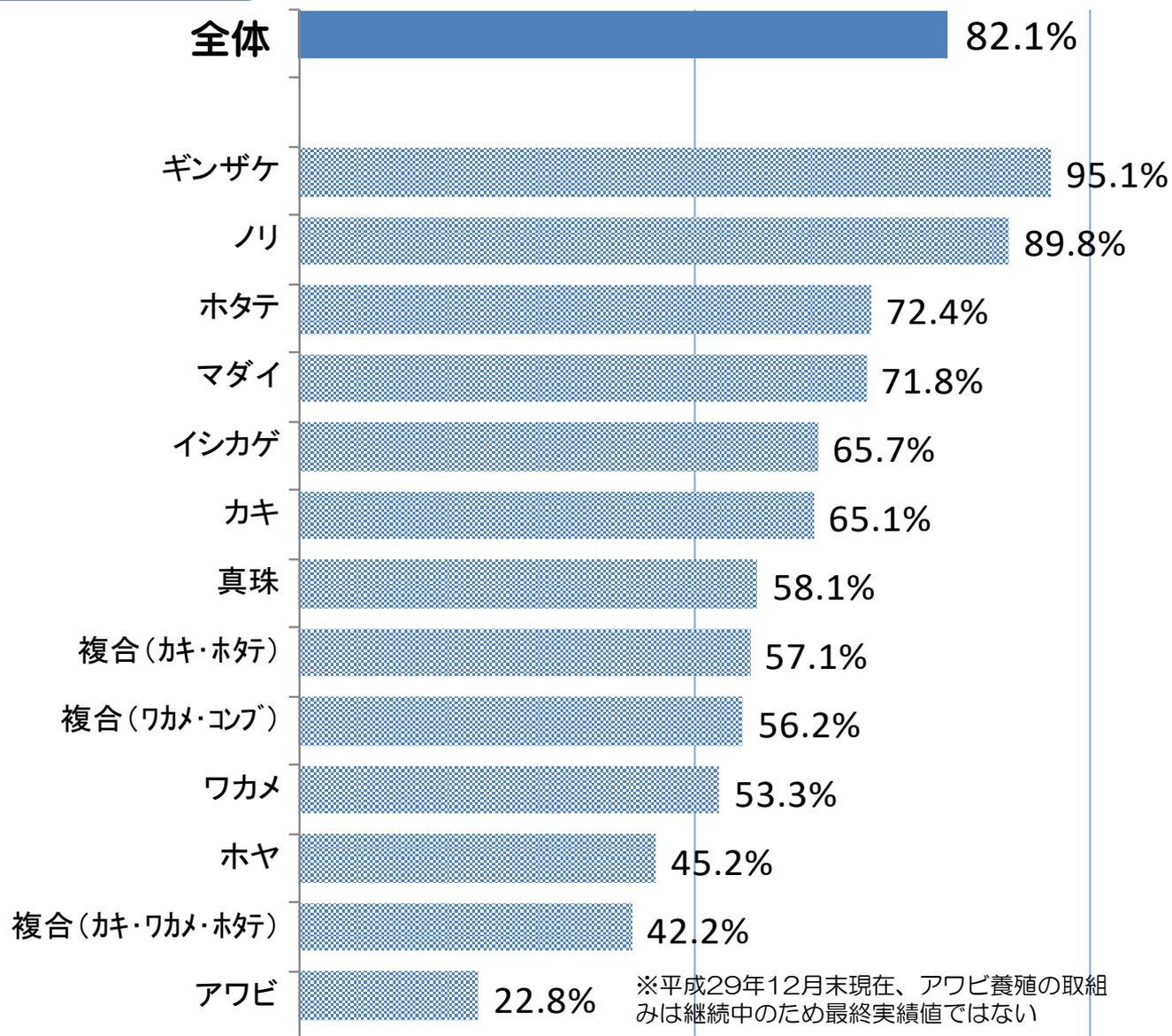
助成金等実績

※実績値は平成29年12月末時点のものである

地域	参加 経営体数	実施 グループ数	A.事業費支出 (百万円)	B.返還(収入) (百万円)	収支(A-B) (百万円)	返還率(B/A)
岩手県	493	58	14,323	8,978	▲ 5,345	62.7%
宮城県	469	63	42,405	37,793	▲ 4,612	89.1%
三重県	19	3	1,287	834	▲ 453	64.8%
合計	981	124	58,015	47,605	▲ 10,410	82.1%

養殖種別返還率

※実績値は平成29年12月末時点のものである



がんばる養殖復興支援事業

実施状況一覧

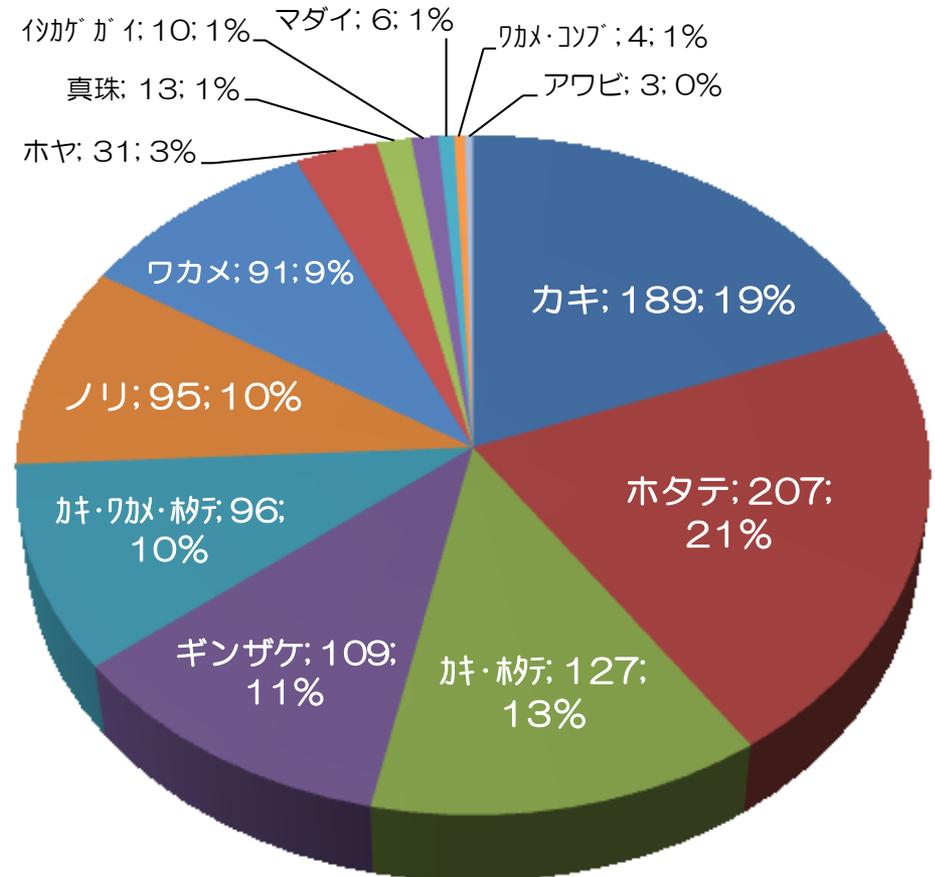
参加(実施)グループ数 [合計124]

	地域	地域養殖復興プロジェクト	対象養殖	参加グループ数	参加経営体数	事業実施者
1	宮城	宮城県南部地域養殖復興プロジェクト	川/か/わか/コソフ	24	103	宮城県漁業協同組合
2	三重	立神地域真珠養殖復興プロジェクト	真珠	1	13	立神真珠養殖漁業協同組合
3	宮城	宮城県北部地域養殖復興プロジェクト	ギンザケ/か/か/わか	16	242	宮城県漁業協同組合
4	宮城	宮城県中部地域養殖復興プロジェクト	ギンザケ/か/か/わか	13	70	宮城県漁業協同組合
5	岩手	唐丹町漁協地域養殖復興プロジェクト	わか	2	51	唐丹町漁業協同組合
6	岩手	三陸やまだ漁協地域養殖復興プロジェクト	か/わか	17	124	三陸やまだ漁業協同組合
7	岩手	広田湾漁協地域養殖復興プロジェクト	か/わか/イカガイ/わか	12	58	広田湾漁業協同組合
8	岩手	船越湾漁協地域養殖復興プロジェクト	か/わか/アヒ	4	27	船越湾漁業協同組合
9	岩手	宮古漁協地域養殖復興プロジェクト	か/わか	4	37	宮古漁業協同組合
10	宮城	宮城県牡鹿地域養殖復興プロジェクト	ギンザケ	1	3	牡鹿漁業協同組合
11	岩手	釜石湾漁協地域養殖復興プロジェクト	か/わか	2	29	釜石湾漁業協同組合
12	岩手	吉浜漁協地域養殖復興プロジェクト	わか	1	25	吉浜漁業協同組合
13	岩手	新おおつち漁協地域養殖復興プロジェクト	わか/わか	4	27	新おおつち漁業協同組合
14	岩手	大船渡市漁協地域養殖復興プロジェクト	か	5	38	大船渡市漁業協同組合
15	岩手	綾里漁協地域養殖復興プロジェクト	わか	1	12	綾里漁業協同組合
16	岩手	越喜来漁協地域養殖復興プロジェクト	わか/わか	4	32	越喜来漁業協同組合
17	岩手	釜石東部漁協地域養殖復興プロジェクト	わか	2	33	釜石東部漁業協同組合
18	三重	南伊勢町地域養殖復興プロジェクト	マダイ	2	6	三重外湾漁業協同組合
19	宮城	宮城県ギンザケ地域養殖復興プロジェクト	ギンザケ	9	51	宮城県漁業協同組合
				124	981	

参加経営体数 [合計981]

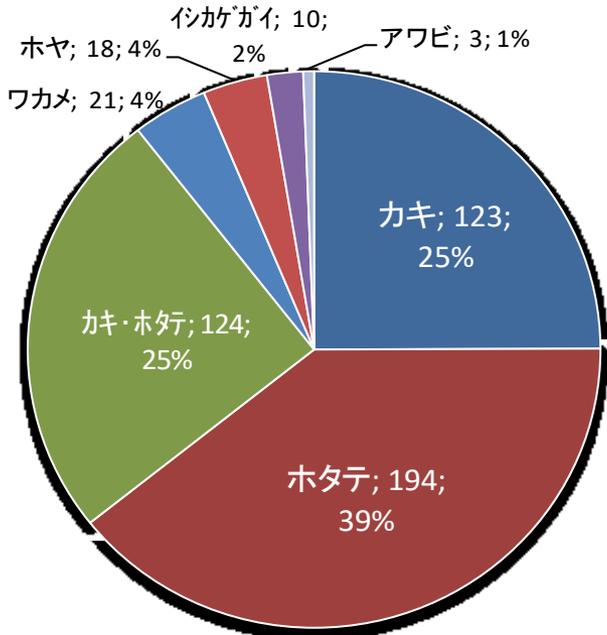
取組み養殖種	参加経営体数	県別内訳
ホタテガイ	207	岩手194、宮城13
カキ	189	岩手123、宮城66
カキ・ホヤ	127	岩手124、宮城3
ギンザケ	109	宮城109
カキ・ホヤ・ワカメ	96	宮城96
ノリ	95	宮城95
ワカメ	91	岩手21、宮城70
ホヤ	31	岩手18、宮城13
真珠	13	三重13
イシカゲガイ	10	岩手10
マダイ	6	三重6
ワカメ・コブ	4	宮城4
アワビ	3	岩手3
合計	981	※単位は経営体

地域別参加経営体	
岩手県	493
宮城県	469
三重県	19

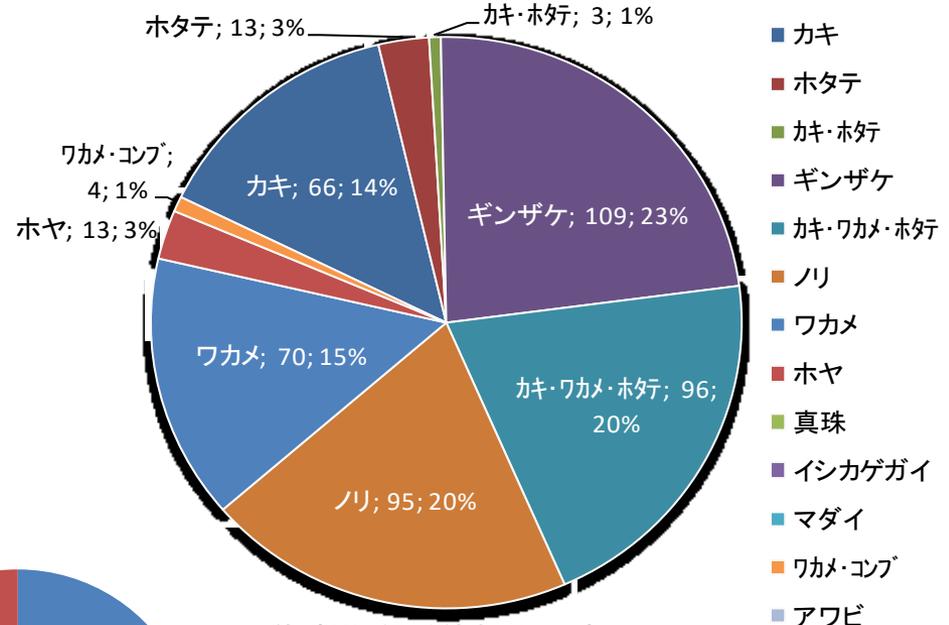


地域別参加経営体	
岩手県	493
宮城県	469
三重県	19

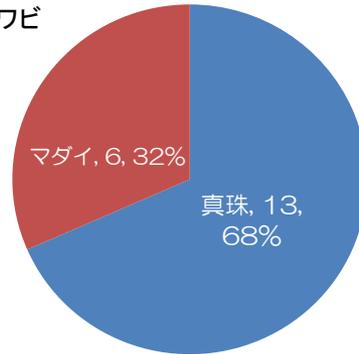
参加経営体数 [合計981]



養殖種；経営体数；割合
(岩手県経営体数493)

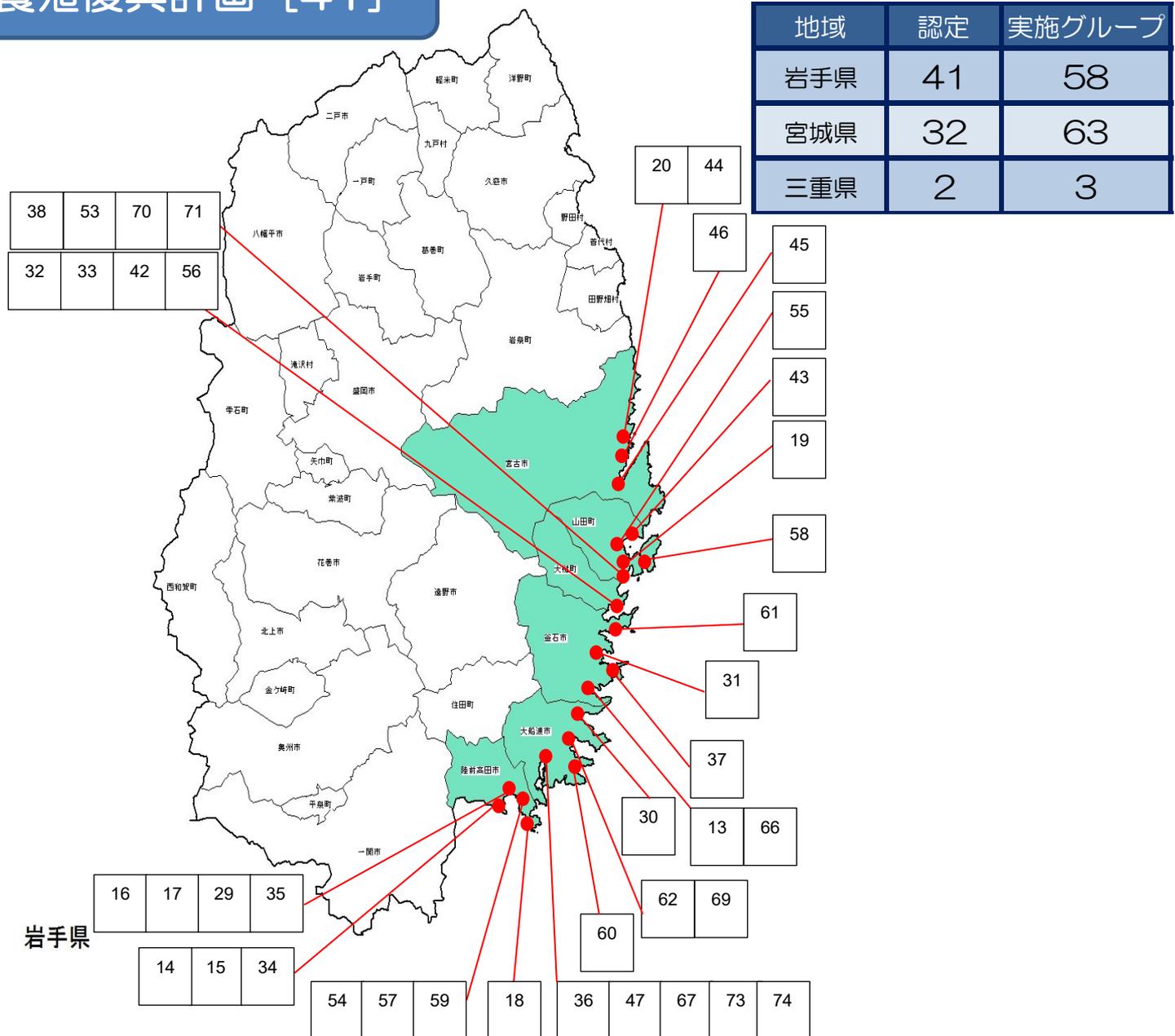


養殖種；経営体数；県内割合
(宮城県経営体数469)



養殖種；経営体数；割合
(三重県経営体数19)

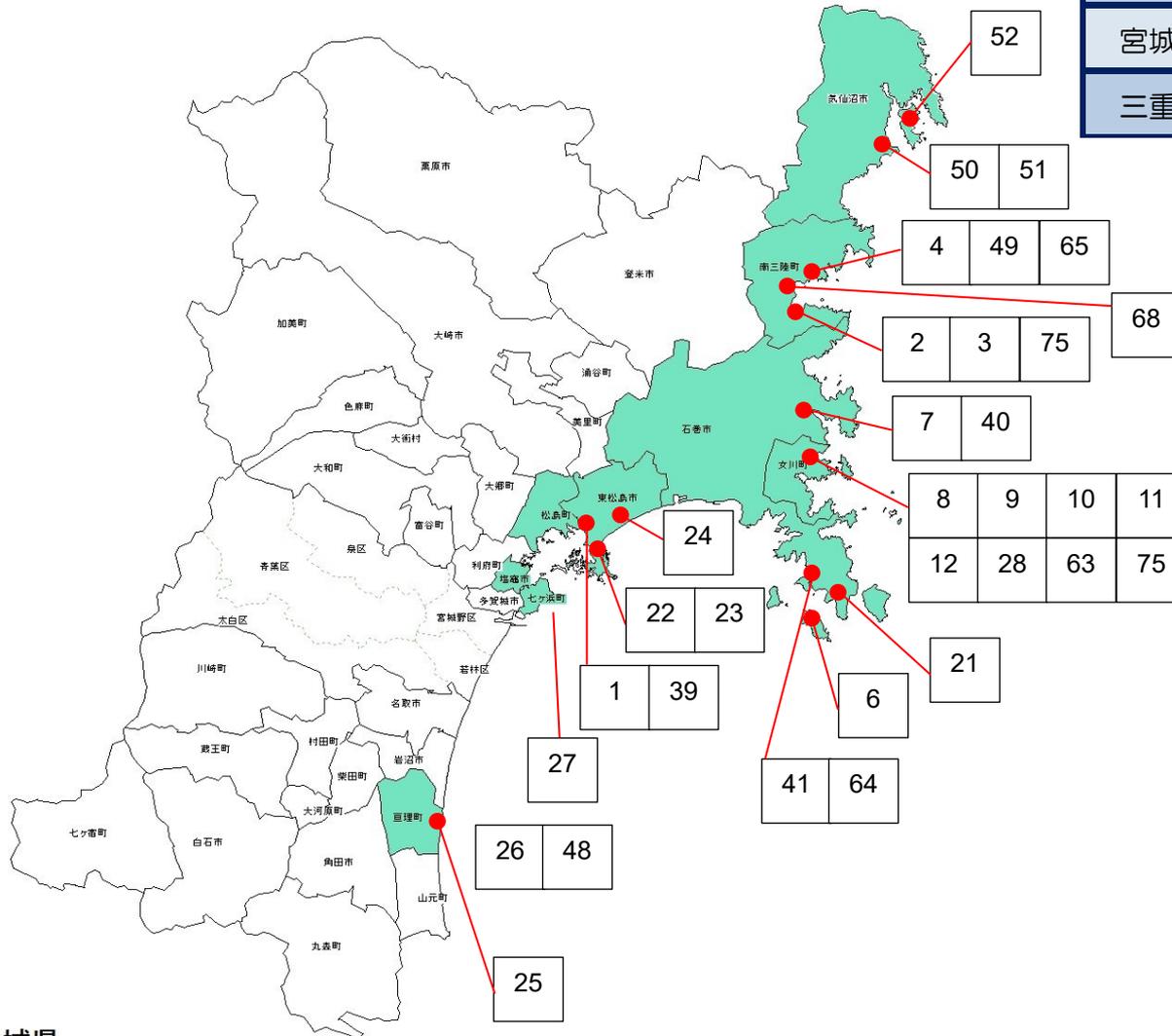
岩手県認定養殖復興計画 [41]



認定番号 実施グループ名称（漁協等事業実施者）

13 ホタテガイ部会(唐丹町)	45 かき部会津軽石かき養殖グループ(宮古)
14 気仙地域イシカゲ養殖部会(広田湾)	46 ほたて部会磯鶏・津軽石ほたて養殖グループ(宮古)
15 気仙地域殻付カキ養殖部会(広田湾)	47 大船渡地域むき身カキ養殖部会(大船渡市)
16 米崎地域むき身カキ養殖部会(広田湾)	53 かき養殖部会(船越湾)
17 米崎地域殻付カキ養殖部会(広田湾)	54 小友地域むき身カキ養殖部会(広田湾)
18 南浜地域ホタテ養殖部会(広田湾)	55 山田湾地区カキ・ホタテ養殖部会(三陸やまだ)
19 織笠地区カキ・ホタテ養殖部会(三陸やまだ)	56 安渡地域ワカメ部会(新おおつち)
20 ほたて部会宮古北部ほたて養殖グループ(宮古)	57 小友地域殻付カキ養殖部会(広田湾)
29 米崎地域ホタテ養殖部会(広田湾)	58 大浦地区カキ・ホタテ養殖部会(三陸やまだ)
30 ホタテガイ部会(吉浜)	59 小友地域ホヤ養殖部会(広田湾)
31 平田地区ホタテガイ部会(釜石湾)	60 前浜地域ホヤ養殖部会(綾里)
32 大槌湾地域ホタテ部会(新おおつち)	61 ホタテガイ部会(釜石東部)
33 吉里吉里・赤浜地域ワカメ部会(新おおつち)	62 ワカメ養殖部会(越喜来)
34 気仙地域むき身カキ養殖部会(広田湾)	66 ホタテガイ第2部会(唐丹町)
35 米崎地域イシカゲ養殖部会(広田湾)	67 赤崎地域清水地区カキ養殖部会(大船渡市)
36 大船渡地域むき身・殻付カキ養殖部会(大船渡市)	69 ホタテ養殖部会(越喜来)
37 白浜浦地区カキ部会(釜石湾)	70 かき養殖第2部会(船越湾)
38 ほたて養殖部会(船越湾)	71 あわび養殖部会(船越湾)
42 吉里吉里地域ホタテ部会(新おおつち)	73 赤崎地域上蛸ノ浦地区カキ養殖部会(大船渡市)
43 大沢地区カキ・ホタテ養殖部会(三陸やまだ)	74 赤崎地域下蛸ノ浦地区カキ養殖部会(大船渡市)
44 かき部会宮古湾かき養殖グループ(宮古)	

宮城県認定養殖復興計画 [32]

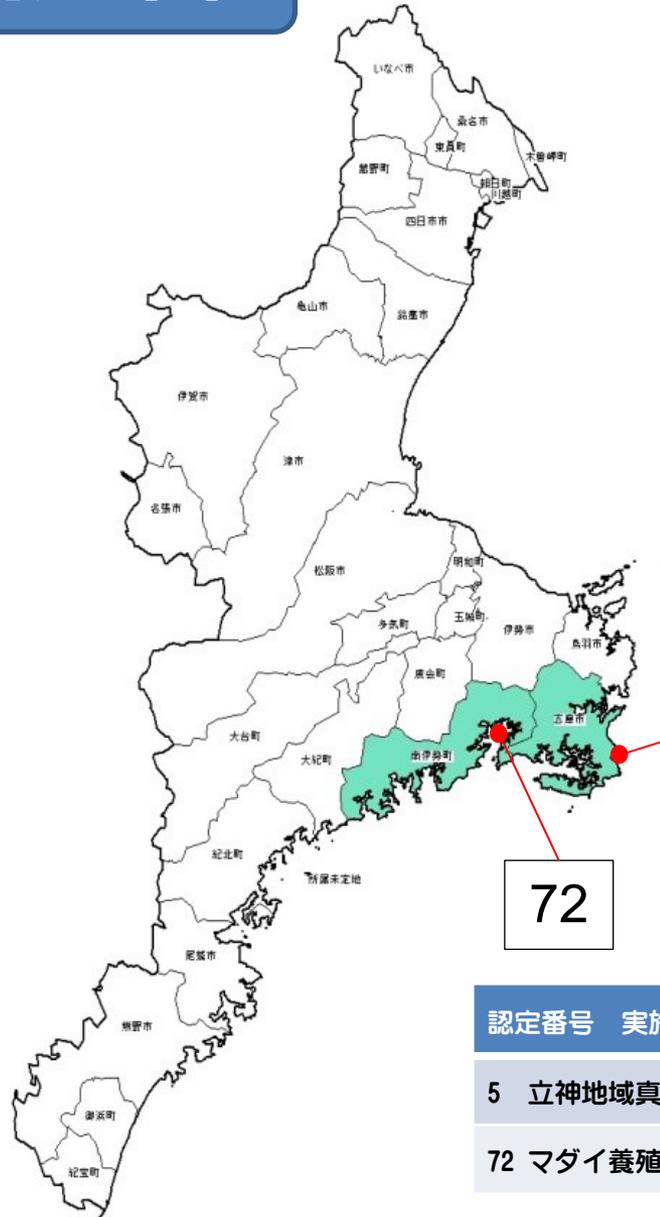


地域	認定	実施グループ
岩手県	41	58
宮城県	32	63
三重県	2	3

認定番号 実施グループ名称（漁協等事業実施者）

1 宮戸西部支所ノリ部会(宮城県漁協)	26 塩釜市浦戸支所ノリ部会(宮城県漁協)
2 志津川支所戸倉地区ギンザケ部会(宮城県漁協)	27 七ヶ浜支所ノリ部会(宮城県漁協)
3 志津川支所戸倉地区舩・カメ・杓部会(宮城県漁協)	28 女川町支所竹浦支部ホヤ養殖部会(宮城県漁協)
4 志津川支所ワカメ部会(宮城県漁協)	39 宮戸西部支所ノリ部会(月光)(宮城県漁協)
6 網地島支所ギンザケ部会(宮城県漁協)	40 雄勝町雄勝湾支所ホタテ生産者部会①(宮城県漁協)
7 雄勝町雄勝湾支所伊達のぎん生産者部会(宮城県漁協)	41 表浜支所カキ部会①(宮城県漁協)
8 女川町支所伊達のぎん生産者部会(宮城県漁協)	48 塩釜市第一支所カメ・コノコ部会(宮城県漁協)
9 女川町支所・雄勝湾支所日清ギンザケ部会(宮城県漁協)	49 志津川支所カキ養殖部会(宮城県漁協)
10 女川町支所・雄勝湾支所二枚ギンザケ部会(宮城県漁協)	50 気仙沼地区支所階上カキ養殖部会(宮城県漁協)
11 女川町支所・雄勝湾支所太協ギンザケ部会(宮城県漁協)	51 気仙沼地区支所階上ホタテ養殖部会(宮城県漁協)
12 女川町支所グルメイトギンザケ部会(宮城県漁協)	52 気仙沼地区支所大島外浜カキ・ホタテ部会(宮城県漁協)
21 牡鹿銀ザケ部会(牡鹿漁協)	63 女川町支所塚浜支部杓養殖部会(宮城県漁協)
22 宮戸支所ノリ部会(宮城県漁協)	64 表浜支所カキ部会②(宮城県漁協)
23 宮戸支所カキ部会(宮城県漁協)	65 志津川支所銀乃すけ養殖部会(宮城県漁協)
24 矢本支所ノリ部会(宮城県漁協)	68 志津川支所南三陸漁業生産組合カキ部会(宮城県漁協)
25 亘理支所ノリ部会(宮城県漁協)	75 宮城県ギンザケ地域養殖復興プロジェクト(宮城県漁協)

東京認定養殖復興計画 [2]



地域	認定	実施グループ
岩手県	41	58
宮城県	32	63
三重県	2	3

5

72

認定番号 実施グループ名称 (漁協等事業実施者)

5 立神地域真珠養殖復興プロジェクト(立神真珠養殖組合)

72 マダイ養殖部会(三重外湾漁協)

三重県

がんばる養殖事業の結果等に係る 調査研究業務について

漁業・養殖業復興支援事業におけるがんばる養殖復興支援事業（以下、「がんばる養殖事業」という。）は、一部の養殖種を除き、平成29年度ですべて終了した。被災地における養殖業の今後の継続と発展に向け、がんばる養殖事業がもたらした成果と課題について明らかにすることを目的とし、平成28年度、29年度の2か年で、「がんばる養殖復興支援事業の結果等に係る調査・研究業務」を実施した。

同業務は、がんばる養殖事業の実施にあたり岩手県、宮城県に設置された認定協議会から成る「合同協議会」を設置して調査研究結果の検証を含む形で実施した。

これは同事業の結果を養殖種類ごとに検証するとともに、事業参加者（漁協、漁業者）からの評価を基に、得られた効果や運用上生じた課題を整理した。更に、地域経済に与える影響が大きい一部の養殖種をモデルとして地域の社会・経済への波及効果の検証を行った。また、同規模災害発生時におけるより効果的な運用が可能となるよう、合同協議会が一般の経験を踏まえた将来への備えとしての提言（事業レビュー）を取りまとめた。

がんばる養殖復興支援事業の成果

(1) 養殖業の再建への貢献 [1/3]

① 養殖経営体の甚大な被害

被災県の養殖漁業は、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、洋上養殖施設をはじめ、漁船や養殖資材・機材のほとんどを失うことになった。また、前年のチリ沖地震津波の被害も含め、二重ローンの負担が重い経営体も少なからず存在した。

表2 がんばる養殖事業に参加した養殖経営体の被害状況

<全体(有効回答数:679)>

被害状況	養殖施設		漁船		生産関連		機械類		フォークリフト		その他	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
a. 流失・全壊	662	98%	472	71%	588	91%	601	92%	252	73%	18	3%
b. 半壊	10	1%	152	23%	28	4%	43	7%	27	8%		
c. 被害なし	1	0%	45	7%	29	4%	11	2%	65	19%		

<岩手県(有効回答数:394)>

被害状況	養殖施設		漁船		生産関連		機械類		フォークリフト		その他	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
a. 流失・全壊	384	99%	284	73%	357	95%	364	95%	80	64%	4	1%
b. 半壊	4	1%	87	22%	7	2%	14	4%	2	2%		
c. 被害なし	0	0%	20	5%	11	3%	4	1%	43	34%		

<宮城県(有効回答数:285)>

被害状況	養殖施設		漁船		生産関連		機械類		フォークリフト		その他	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
a. 流失・全壊	278	98%	188	68%	231	86%	237	87%	172	79%	14	5%
b. 半壊	6	2%	65	23%	21	8%	29	11%	25	11%		
c. 被害なし	1	0%	25	9%	18	7%	7	3%	22	10%		

注)被害状況の割合はa~cの合計に対する比率(組成)、「その他」の割合は有効回答数に占める比率

注)平成28年度がんばる養殖復興支援事業の結果等に係る調査・研究業務によるアンケート調査結果

がんばる養殖復興支援事業の成果

(1) 養殖業の再建への貢献 [2/3]

②養殖業の再建に対する意欲・心情

本調査・研究事業によるアンケート調査では、震災直後に「すぐに再建」あるいは「時期が来たら再建」を考えた養殖業者は全体の53%に過ぎず、約半分の養殖業者が廃業を検討したとの結果が得られている。

甚大な被害の下で、養殖再建に必要な資金の調達に関する負担が大きいこと、仮に再建したとしても生産物の販売による収入を得られるまでの期間が長く、その間の生活再建がままならない状況が懸念されたことの2つが再建への大きな障壁となった。

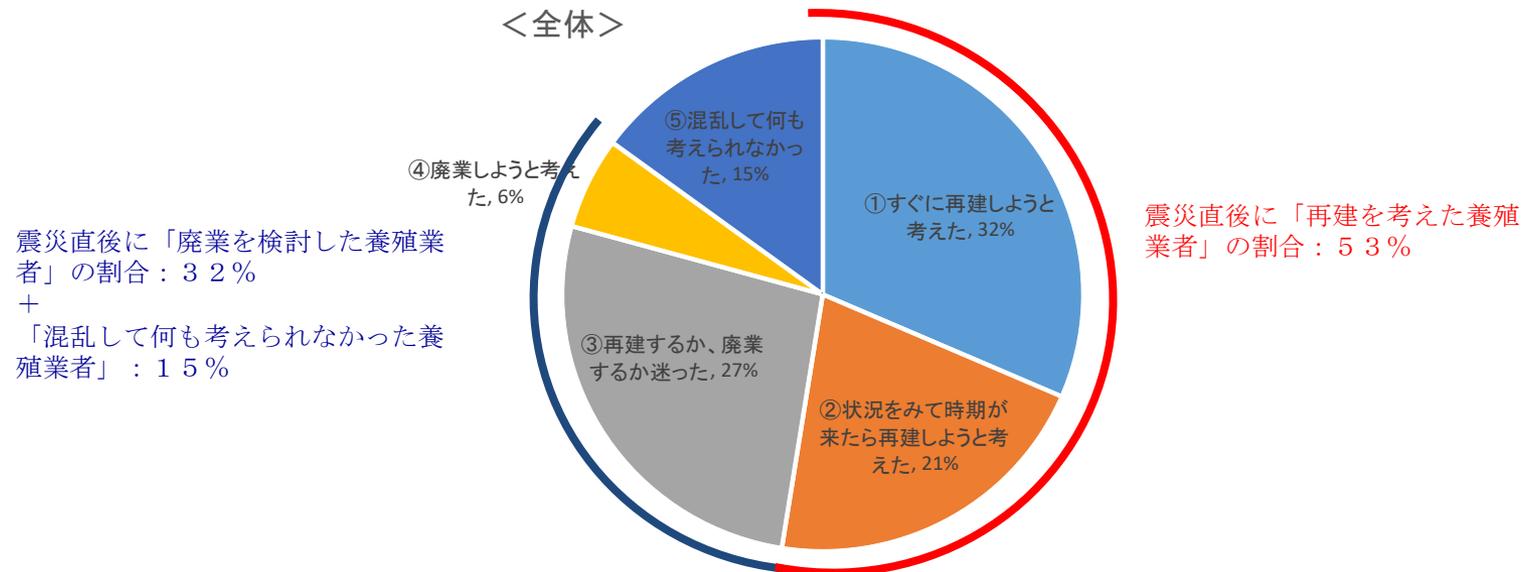


図1 養殖業の再建に対する意欲・心情

がんばる養殖復興支援事業の成果

(1) 養殖業の再建への貢献 [3/3]

③がんばる養殖事業が養殖業の再建に果たした役割

そうした中、岩手県・宮城県合わせて962もの養殖経営体があんばる養殖事業に参加することとなった。これは、着業する養殖業にもよるものの、両県の養殖業経営体数の約6～8割に相当する事業参加率(事業参加経営体数/2017年時点養殖着業経営体数)である。

※本調査業務調べ。事業参加率はワカメ養殖を営む経営体を除く値。

この事業参加率の高さについては、被災養殖業者が、先の見えない当時の状況においても、基幹産業たる養殖業の再建に取り組みながら、地元で生活を再開していきたいという強い意志を反映したものと考えられる。また、事業参加後に実施した事業参加養殖業者へのアンケート調査では約9割の被災養殖業者が事業導入をしなければ養殖業を「再建できなかった」又は「再建にもっと時間がかかった」と回答した。

この事業参加率と事業参加への評価は、地域の基幹産業である養殖業を被災から速やかな復旧・復興を図るという目的を果たすために構築された事業の仕組みが効果的に発揮され、被災養殖業者が安心して養殖再建に取り組み、生活再建も果たすことができたことと評価でき、廃業をも検討した養殖業者が、震災後直ちに養殖業を再開する機会を与えられ、事業に参加した殆どの経営体が事業から脱落せず養殖業を継続したことにより、地域の養殖業の生産力が維持されたことは極めて高い評価が与えられる。

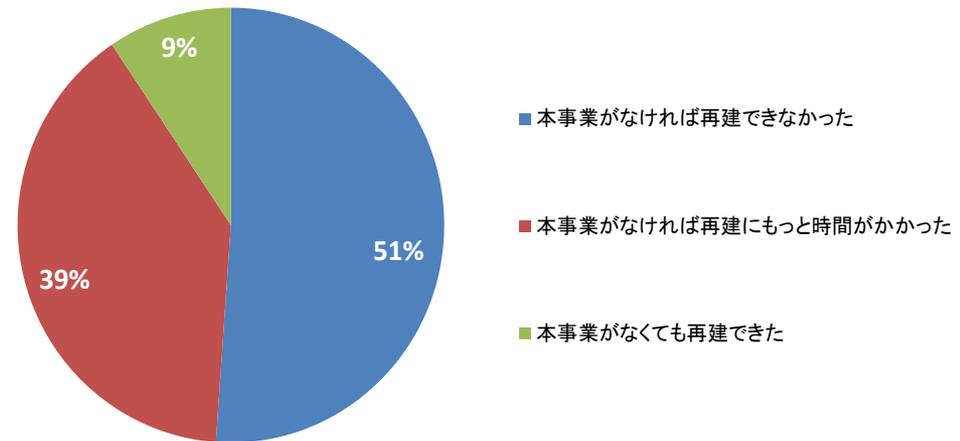


図2 養殖業の再建に対する意欲・心情

がんばる養殖復興支援事業の成果

(2) 地域の維持

本事業に参加することにより、震災により孤立した或いは孤立しがちな地域住民にとって、事業導入にかかる計画検討のための会合への出席は、お互いに顔を合わせ、話をする貴重な機会であり、地域コミュニティの維持においても重要な役割を果たした。

また、結果的に震災を機に「廃業」を選択した養殖業者の多くは高齢化かつ後継者のいない養殖業者であった。これらを除き当初廃業を検討していた養殖業者の多くは、がんばる養殖事業(以下、本事業という)によって養殖業を再開できた。これらの経営体が事業終了後も養殖業を継続し、就労地域である沿岸部に定着していることは、地域の維持にも大きく寄与したことから評価できる。すなわち、本事業による養殖業の早期再開・継続は、被災養殖業者の生活再建を進めるとともに、当面の生活資金を得るための他業種への転業や地域からの離散を防ぎ、漁村地域の存続に大きく寄与したと評価し得る。

さらに、今般の東日本大震災における沿岸部の被災地の多くは、漁業・養殖業が基幹産業となっている地域がほとんどである。これらの地域においては、養殖業に直接携わっている生産者ばかりでなく、生産物を加工し供給する加工業や流通業に携わっている人たちも多いことから、養殖業者の生活再建に加えてできるだけ早く養殖業を再開し生産物の物流を回復させることが、地域の加工業・流通業等、関連産業の再建、そしてこれらに携わる人たちの生活再建にも直結している。本事業の実施により、養殖業の再開を躊躇する生産者の後押しを行い、養殖生産の早期回復を成し遂げたことは、地域の再建に大きな効果をもたらしたと評価できる。

がんばる養殖復興支援事業の成果

(3) 生産性の向上

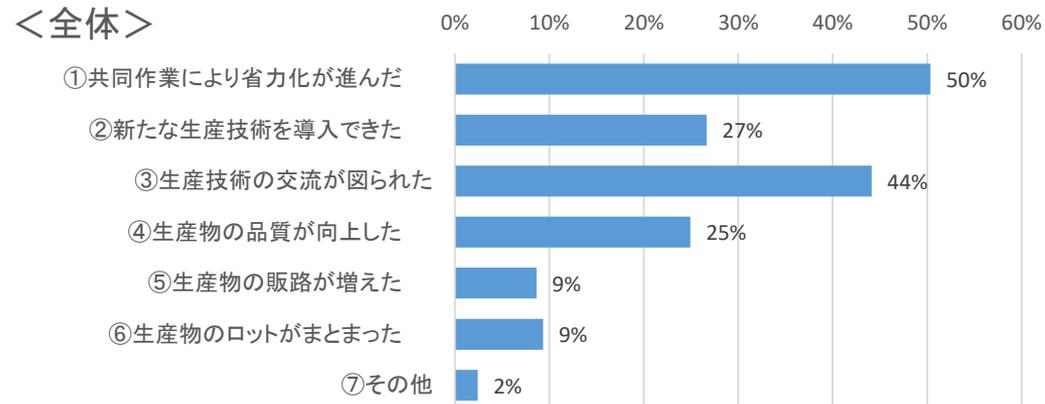
本事業に参加する養殖業者は、事業実施者である漁協・支所と生産契約を結ぶことにより、安定的な収入を得ることができると期待できる。その結果、養殖業者はリスクを抑えた条件下で従来まで課題であった事項を解消しうる新技術の導入に踏み切ることができた。

例えば、宮城県漁協巨理支所のノリ養殖グループは、従来方式での事業再開に加えて新たにシステム船の導入を行い、省力化・省人化を検証することが可能であった。また、宮城県南三陸町戸倉地区では、これまでカキ・ホタテ等の養殖において、慢性的な過密養殖が深刻な課題であったが、本事業への参加を機に漁場利用の在り方を見直し、養殖棚を震災前の1/3にまで減らすという画期的な構造改革が行われた。その結果、過密養殖が解消され、生産物の品質向上、斃死率の逡減が実現し、またこうした漁場環境保全と持続的な養殖生産体制の再編により、宮城県漁協志津川支所の戸倉かき生産部会は、日本初のASC (Aquaculture Stewardship Council) 認証を取得することになった。

がんばる養殖事業においては、事業への参加要件の一つに「3経営体以上の共同化の取り組み」が組み込まれた。震災以前から、漁業・養殖業においては、経営体数の減少や高齢化による生産力の低下をうけ「共同化」による生産性の向上が全国的な課題となっていた。しかしながら、操業方法や出荷時期等に個々のこだわりを持つ養殖業の場合、「共同化」の導入は進展しづらかった。本事業において「共同化」が参加要件となったことは、共同化導入の一つの契機を与えた点で評価に値する。

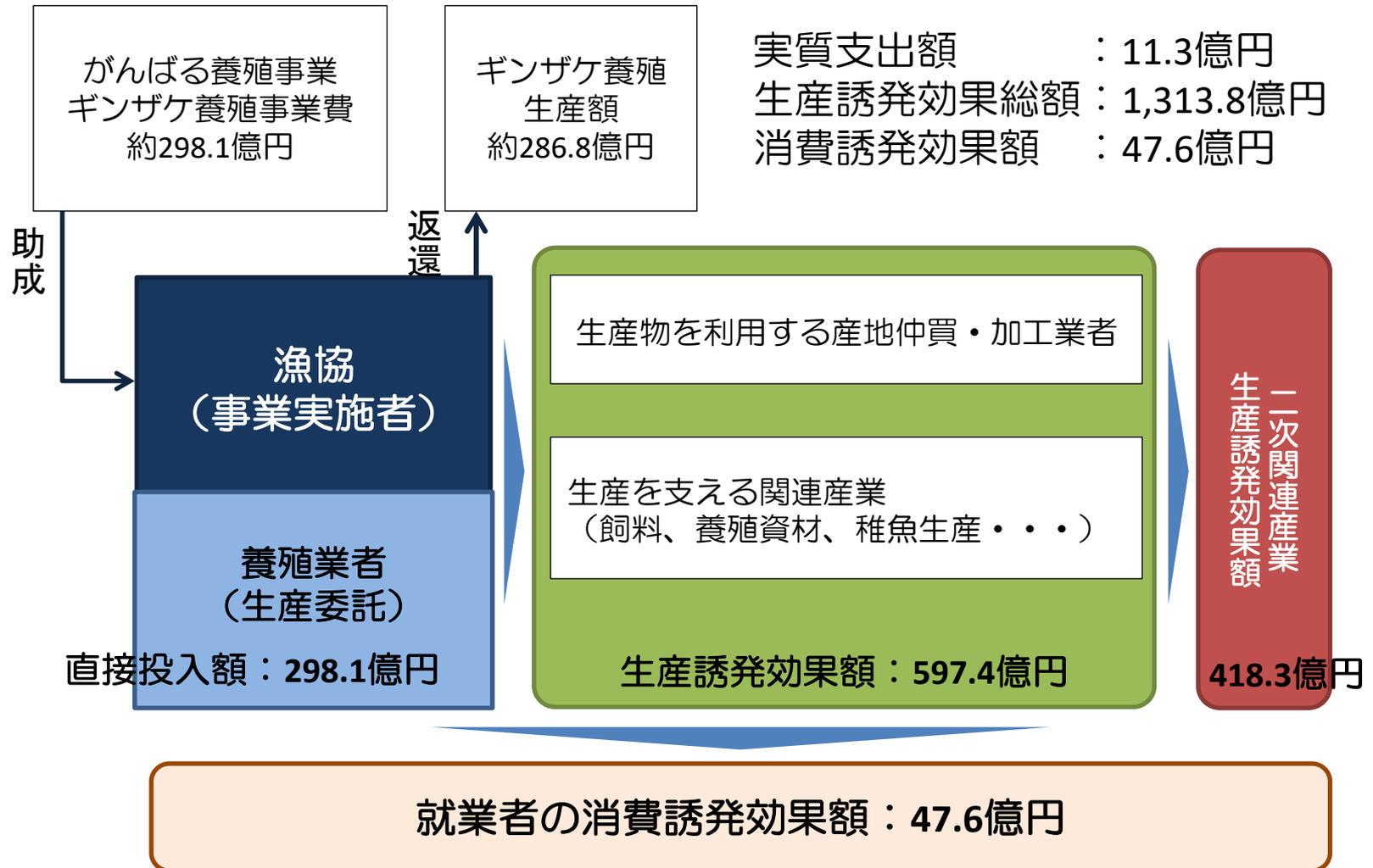
現場からは、共同化により省力化が進んだこと、経営体間の意見交換の場が与えられ、養殖技術の向上に寄与したこと等を評価する声も聞かれた(図3)。養殖業種により「共同化」の効果の発現状況は変化するものの、カキ、ホタテ養殖が主体の岩手県においても事業終了後に共同化の取組をそのまま継続しているグループがある等、共同化の効果の評価するグループは少なくない。

図3 「共同化」による取組の評価(生産面)



がんばる養殖復興支援事業の成果

(4) 地域経済への波及効果 [1/2]



がんばる養殖復興支援事業の成果

(4) 地域経済への波及効果 [2/2]

がんばる養殖事業は、被災県の養殖業者を対象に、養殖業の早期再開と経営再建に必要な生産費を支援する事業であった。しかし、養殖業は、養殖業者の生産活動のみでは完結せず、対象生産物の生産に必要な資材・機材や種苗、餌などを供給する業者や、生産物を運搬・販売する業者との連携においてはじめて成立する産業である。東日本大震災では、これら養殖関連業者もまた甚大な被害を受けたことは言うまでもない。がんばる養殖事業により、被災県の養殖業の早期再開と経営再建が実現できたことは、同時にこれら関連産業の事業再開にも多大な効果をもたらした。

例えば、ギンザケ養殖では6年間で合計約298.1億円が漁協及び養殖業者に投入され養殖生産が再開された。これにより関連産業の事業活動も再開され、推定約597.4億円の生産誘発効果を生み出した。さらに、これら関連産業の事業活動で二次的な関連産業の事業活動も活発化し、推定約418.3億円の生産誘発効果を生んでいる。これらに加え、各産業における就業者の給与は消費誘発効果を生み出しており、この総額は、47.6億円と推定される。

ここでは、関連産業の裾野が広く事業実績額が多かったギンザケを対象に波及効果を推定したが、他の養殖種においても同様の経済波及効果が生まれているものと推察される。漁村地域では、水産業およびその関連産業の社会的位置づけは高く、本事業がもたらした関連産業への波及効果が地域経済の維持・回復に与えた影響は高く評価できる。

がんばる養殖復興支援事業の成果

(5) 漁協の経営再建への寄与

東日本大震災は、組合員の漁獲物・生産物の販売による手数料収入、あるいは組合員への資材等の販売収入を主たる収入源とする漁業協同組合に、収入の減少と労働作業量の増加といった間接的な被害をもたらした。特に、養殖業においては生産活動が再開されてからも、生産物が出荷を迎える時期まで一定の期間を必要し、この間は組合の収入は大幅に減少する。復旧・復興により組合に要求される作業量は増大する一方で、不安定な組合収入は、組合職員の雇用環境にも多大なる影響をもたらすこととなる。本事業においては、当該事業を運営するために必要な費用として「事業管理費」が認められ、多くの組合(事業実施者)では事務作業に掛かる人件費が同費用で賄われた。こうした組合内での事業実施体制の整備により本事業が効率的に進められた結果、被災地域の養殖生産力が回復・維持が図られたことは、漁業協同組合の再建において極めて大きな効果であったと評価できる。

また、がんばる養殖事業の運用上、漁協が事業実施者となったことは効果的であった。がんばる養殖事業の運用にあたって生じた課題（特に、参加組合員間、グループ間、不参加組合員との間等、地域で生じる人間関係の変化に伴う様々な調整）の解決にあたり、平時から組合員との密接な関係を築き、相互に理解しあっていることが不可欠であったが、こうした機能を有する機関・組織は他になく、がんばる養殖事業を実質的に運用する事業実施者として漁協に代わりえる主体はなかったと評価できよう。

がんばる養殖事業の運用上の課題について (1/2)

がんばる養殖事業の成果に係る調査研究を進める中で、同事業の運用実態も明らかとなり、下記に示す課題が生じていたことが確認された。これらの課題については、合同協議会において背景や要因まで分析され、再び事業が運用されるような局面が生じた場合に考慮されるべき事項として整理された。

(1) 事業内容等の十分な理解の醸成が必要

調査の結果、事業の内容等が漁協・漁業者によって誤って理解され、そのことが事業への不参加の遠因となったり、事業開始後の円滑な運用の障害となった可能性が示唆された。がんばる養殖事業の仕組みが複雑であったこと、震災後間もない混乱期にあつては、事業の要点とメリットが簡略化されて説明されることが多かったこと、関係者すべてが初めて経験する事業であったこと等が背景としてある。

(2) 発災後の混乱と人手不足がもたらした課題

事業の運用には、多くの事務手続きが必要で、かつ複雑な資料・書類作成が必要となる。しかしながら、未曾有の大災害の直下で人的被害も大きく、加えて復旧・復興のための様々な支援事業が錯綜する中で、現場では圧倒的なマンパワー不足が生じることとなった。これは、事業実施者である漁協も、関係する県、市町村等もすべて同様に、事業の円滑な運用の最大の課題であった。

がんばる養殖事業の運用上の課題について (2/2)

(3) 適切な復興計画の策定に関する課題

復興計画を策定する際の基礎データとなる個別の経営データについては、多くの漁協でこうしたデータを収集・蓄積しておらず、復興計画の数的根拠となる情報が絶対的に不足する状況が多く地域で発生した。この背景には、本事業への参加を希望する養殖業者の中に、自らの経営状況を把握する資料を準備できない者が少なからず存在したことがある。

(4) 共同化（グループ形成）の留意点

がんばる養殖事業に参加した養殖業者個々の生産能力には格差があり、格差がある経営体同士がグループを構成することによる課題も顕在化した。中には、当初から自身の生産能力を超える水準に生産目標が設定されていたとの意見もあり、設定された生産目標の達成のために、過大な労力負担を強いられた例も見られた。また、同一グループでの生産能力の格差は、労働負担や人件費配分の不公平感を助長することにつながり、共同化のデメリットとして認識されることとなった。

養殖復興支援事業の円滑な実施・運用に向け (1/6)

がんばる養殖事業は、被災地の養殖業の再建に大きく寄与した一方で、震災直後の混乱期にあつて円滑な運用という面では課題も生じた。将来的に東海・東南海・南海地震を始めとした災害の発生が懸念され、加えて、近年では台風等の自然災害が大規模化、頻発化する状況の下で、再び養殖復興支援事業が発動されることも想定される。ここでは、がんばる養殖事業の経験を基に、きたる有事の際の養殖復興支援事業のより効果的かつ円滑な運用のために必要な事項について取りまとめた。

1 がんばる養殖事業の有効性 [1/2]

(1) 養殖業者の生活再建に対する有効性

がんばる養殖事業は、一般的な災害対応（共済や融資等）での養殖業の再建が困難な条件下で、養殖業者への経営支援をつうじて漁村地域の存続に大きな効果をもたらしたことが確認された。したがって、漁村の存続を意識した養殖業者の生活再建の観点から極めて有効な事業スキームであったと評価される。

今後、同様の条件で大きな災害が発生した際には、被災地域の養殖業の復旧・復興において、当該地域の漁村の存続を意識した養殖業者の生活再建を実現する事業スキームが求められる。今般のがんばる養殖事業のスキームや蓄積した事業運用の知見を有効に活用することが重要である。

養殖復興支援事業の円滑な実施・運用に向け (2/6)

1 がんばる養殖事業の有効性 [2/2]

(2) 関連産業、地域の再建に対する有効性

養殖業は、沿岸部の漁村地域の基幹産業であるとともに、関連する様々な業種との連携の中で成立している。そのため、養殖業の早期の再建が地域産業の復旧・復興に与える影響は大きい。養殖業の再建にあたっては、地域産業全体としての復旧・復興・発展を意識して取り組むことが重要である。

(3) 基金の仕組みの有効性

複数年にわたる養殖期間の業態を対象として円滑かつ安定した生産活動の支援を行うためには、基金制度の活用が大きな効果をもたらすことが確認された。将来的に同様の災害対応が必要となった場合には、基金の活用をベースとしたがんばる養殖事業のスキームを早期に立ち上げることが有効である。

また、安定した基金の運用の観点からは、個々の豊不漁リスクを分散させるため、多様な地域・多様な養殖種を対象範囲とすることが重要である。

2 平時からの備え

(1) 計画策定に要する経営データの確保対策

被災した養殖業者がより早く生産活動を再開するためには、事業計画の策定等を効率的に進める必要がある。そのためには、養殖業者は青色申告等を行い、自らの経営状況を客観的に提示しうる体制づくりが求められる。

また、災害発生時に迅速な対応ができるよう、復興計画の策定に不可欠な養殖種ごと、地域ごとの経営等のデータについては、日頃よりこれらを収集し、複数の場所に蓄積・保管しておくことが望ましい。

上記の取組を実践すべく漁協を中心とした体制づくりを推進し、指導事業の強化を図ることが望ましい。

(2) 事業実施に向けた人員体制の確保対策

今後起こりうる同様の災害において事業を効率的に実施するには、今回の事業に関わった人員をはじめ、がんばる養殖事業の仕組みや養殖経営に精通した人材を早急に確保しうる体制づくり（例えば、これらの人材を平時から確保しておく人材バンク、民間企業も含めた有事の際の外部支援の協定締結等）が求められる。こうした体制づくりに向けた事業主体、事業実施者、被災地の関係諸機関における検討を進めることが望ましい。

養殖復興支援事業の円滑な実施・運用に向け (4/6)

3 事業の円滑な実施に向けて（事業導入期） [1/2]

(1) 事業導入期における人員及び支援体制の早急な確立

漁協は、事業実施者として地域の養殖業の再建に大きく貢献したことが確認された。きたる養殖復興支援事業の事業実施者としても、漁協が大きな役割を担うことが期待され、健全に存立していくことが求められる。

また、発災時には、平時からの備えを活用し、まずは人員体制、支援体制の確立を図ることが重要である。そのため、平時から、地域の専門家・行政・漁協等が一体となって有事の体制を検討しておくことが重要である。

(2) 被災養殖業者に対する明確かつ早急な事業説明の実施

事業の要点やメリット等において誤った理解の上で参加する漁業者や、不参加を選択する漁業者がなくなるよう、事業に関係する諸機関・団体・個者それぞれが等しく正確に事業内容を理解することが重要である。

そのためには、今般の大震災で得たがんばる養殖事業の運用経験を十分に活かし、正確な事業内容をなるべく多くの事業利用希望者に直接説明すること、また、理解を得るまでできる限り多くの説明機会を設けることを基本とした事業の説明体制の充実化を図ることが重要である。

3 事業の円滑な実施に向けて（事業導入期） [2/2]

（3）がんばる養殖事業を中心とした養殖再建計画の策定

被災した養殖業者の再建においては、本事業を中心に他の事業を合理的に組み合わせた総合的な再建計画の策定が有効であり、それぞれの事業申請において、漁協や養殖業者等の負担を可能な限り軽減する対応が求められる。

復興計画については、事業参加者がその内容を十分理解したうえで生産活動を実行できるように、計画策定を検討する話し合いから参加するような指導をおこなうべきである。また、計画生産量については、事業参加者に倫理の欠如が生じないような指導・管理体制の構築が必要である。

（4）参加養殖業者の適切なグループ化と円滑な「共同」の取組の推進

グループ化は、復旧途上のハードウェアの不足や人手不足等の限られた条件下において早期に養殖業を再開するために必要な取組である。グループ化のあり方については、その後の円滑な運営に向けて、同等の生産力を有する者同士、類似した生産方式を採る者同士で構成することが理想である。また、小規模零細な個別経営体の経営環境が厳しさを増している現状を鑑み、事業終了後の継続的な共同化体制の実現を見据え、慎重な対応が必要である。

「共同」の取組内容については、養殖種ごとに合理性・効率性の程度に格差が認められる（例えば、ノリ養殖では乾燥機の共同利用により生産効率が大きく向上した）ことから、事業への参加要件としての「共同」の取組内容については、養殖種ごとの合理性・効率性を考慮し、柔軟な判断のもとで取組内容を検討する必要がある。

養殖復興支援事業の円滑な実施・運用に向け (6/6)

4 事業の円滑な実施に向けて（事業運用時）

（1）事務手続きの簡素化と人員体制の確立

本事業の運用にあたっては、事業実施者である漁協が担当する各種申請・報告・精算等に要する業務、計画策定や事業管理等、複雑かつ膨大な事務手続きが必要となる。被災後の混乱期にあって、円滑に事業を運用するためにも、これらの手続きの可能な限りの簡素化が求められる。

また、事業を円滑かつ効率的に遂行するためには、漁協等の兼務職員に加え、新たに専門的に担当する人材の配置が理想である。併せて、現場の状況と事業の仕組みを熟知した専門家（または支援者等）によるサポート体制を構築することが重要である。

（2）円滑な運用管理に資するシステムの構築

災害発生時には、実際に事務作業を担当する漁協等において人手不足が想定されることから、計画策定を始め、各種申請・報告・精算書類の簡素化、会計業務においては統一的な管理システムの開発・導入するなど、可能な限り簡略化・効率化する方法を検討する必要がある。